

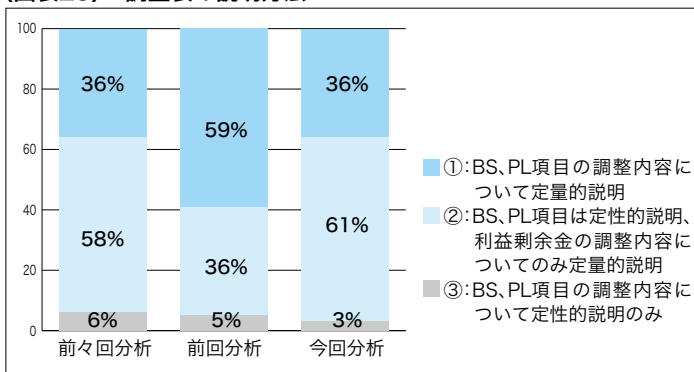
V 収益、当期利益等の増加・減少要因は？ 調整表に関する開示状況

調整表の表示

IFRSの初度適用企業は、最初のIFRS財務諸表において、従前の会計基準に従って報告された資本および包括利益合計からIFRSに準拠したものの調整表を開示することが求められている（IFRS1号24項）。当該調整表は、利用者が財政状態計算書および包括利益計算書に対する重要な修正を理解できるようにするのに十分な詳細を示さなければならず、キャッシュ・フロー計算書に対する重要な修正の開示も要求されている（IFRS1号25項）。

図表25は、前回分析後、新たにIFRSを任意適用した36社⁽⁵⁾の調整表の表示をまとめたものである。なお、移行日の財政状態計算書と比較年度の包括利益計算書を分析対象と

(図表25) 調整表の説明方法



している。財政状態計算書および包括利益計算書の各項目の調整表を開示している36社（前回分析では22社）のうち、財政状態計算書および包括利益

調整に関する注記

計算書の調整内容について定性的な説明および定量的な説明を行っている企業は、前回分析では22社中13社（59%）であったが、今回分析では36社中13社（36%）と減少していた（図表25の①）。また、利益剰余金の調整内容についてのみ定量的な説明を行い、他の項目については定性的な説明のみを行っている企業は、前回分析では22社中8社（36%）であったが、今回分析では36社中22社（61%）と上昇していた（図表25の②）。調整内容について定性的な説明のみを行っている企業は、前回分析では22社中1社（5%）であったが、今回分析でも36社中1社（3%）であった（図表25の③）。

(5) 前掲注(4)参照

次に、IFRS適用の影響について

ての調整表に関して、各社が「調整に関する注記」として記載している内容について、移行日の財政状態計算書および包括利益計算書の調整項目を分析していこう。なお、ここでの分析は、財政状態計算書および包括利益計算書の各項目の調整表を開示している36社のうち、米国の基準からIFRSに移行した2社を除く34社（前回分析では21社）の調整表を対象とする。

図表26は、分析対象とした34社が調整に関する注記として記載している主な項目についてまとめたものである。詳細は後述するが、非上場株式の公正価値評価、繰延税金資産の回収可能性、および未実現利益に対する税効果の調整項目を開示した企業の割合が上昇している。一方で、未消化の有給休暇債務の認識、収益の表示方法（総額から純額への変更）の開示を行っている企業の割合は減少している。

(1) のれんの非償却

IFRSでは、企業結合において取得企業はのれんを取得日時点で認識し、減損損失累計額を控除した金額で測定する（IFRS3号B63項）。これに対して日本基準では、のれんは資産に計上し、20年以内の